

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
長崎市	<p>関係人口に関する要件 長崎市の関係人口としてアの要件を満たし、かつ、イ、ウ、エ、オ又はカのいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>ア 関係人口の範囲 申請者又は申請者の同一世帯の者が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。                      (ア) 当該補助金の申請前に長崎県及び長崎市が設置する移住に関する相談窓口で相談を行い、長崎県にあっては移住者支援システム、長崎市にあっては相談記録のどちらかに掲載されていること。                      (イ) 長崎広域連携中枢都市圏（※1）を形成する自治体に居住したことがあること。                      (ウ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校に通学したことがあること。                      (エ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業所で勤務したことがあること。                      (オ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体にふるさと納税等の寄付をしたことがあること。                      (カ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体で行う事業に対し、寄付又は出資を行い、地域活性化に寄与したことがあること。                      (キ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、事業者及び市民活動団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与したことがあること。                      (ク) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する事業者に対して出資を行い、地域経済の発展に寄与したことがあること。                      (ケ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する市民活動団体の会員となり、地域課題の解決に寄与したことがあること。                      (コ) 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体等が自治体の振興を図るため、情報発信又は情報提供及び親善交流を行うことを目的として任命した者であること。                      (サ) 長崎商工会議所が実施している長崎歴史文化観光検定に合格したこと。                      (シ) 長崎県内に本拠地を置き、長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体の芸術・文化・スポーツ等の振興に寄与している団体のファンクラブ等に加入していること。</p> <p>イ 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たす者                      (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。                      (イ) 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者であること。                      (ウ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、補助金の交付申請日において、当該就業先に連続して3か月以上在職し、かつ、補助金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。                      (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>ウ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てを満たしていること。                      (ア) 長崎県外の事業者に所属し、就業先からの命令ではなく、自己の意思により長崎市を生活の本拠とし、テレワークにより就業先の業務を行うこと。                      (イ) 内閣府が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属事業者から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>エ 創業に関する要件 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。</p> <p>オ 事業承継に関する要件 長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表となっていること。</p> <p>カ 事業所に関する要件 事業所の移転を行っていること。</p> <p>(※1) 長崎市、長与町、時津町のこと</p>	移住支援室	095-829-1249	<a href="https://nagasakiin.com/publics/index/97/">https://nagasakiin.com/publics/index/97/</a>

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
佐世保市	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 転入時に50歳未満の者</li> <li>ロ 本市と以下のいずれかに該当する関係性を有している者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で出生した者</li> <li>・本市において就学又は就労経験のある者</li> <li>・本市にふるさと納税経験のある者</li> <li>・本市の人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること）</li> <li>・本市の学校・企業・NPO等と関りがある者（協働した事業実施や団体会員等になっていること）</li> </ul> </li> <li>ハ 本市企業に正規就労し、支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している者</li> <li>ニ 支援金の交付申請日から本市に5年以上定住する意思がありかつ保証人がいる者</li> <li>ホ 町内会に加入し、地域コミュニティに参画する意思がある者</li> <li>へ 西九州させば広域都市圏サポーターに登録し、かつ直近1年以内の登録期間中に最低1回来訪し、本市又は西九州させば広域都市圏市町のお試し住宅（滞在施設）を活用している者</li> </ul>	西九州させば 移住サポート プラザ	0956-25-9251	<a href="https://www.city.sasebo.lg.jp/99life/">https://www.city.sasebo.lg.jp/99life/</a>
島原市	<p>関係人口に関する要件として、島原市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県が実施する県外に在住する移住希望者向けの会員制度に1年以上登録している者で、かつ住民票を移す直前1年以内の登録期間中に最低1回本市に来訪し、市の移住相談窓口へ移住相談を行った者。</li> <li>・住民票を移した年を除く直近の3年間において、本市にふるさと納税を各年毎に最低1回以上行った者。</li> </ul>	市長公室シティプロモーション課	0957-61-1652	<a href="https://www.city.shimabara.lg.jp/page6795.html?type=search&amp;q=%e7%a7%bb%e4%bd%8f%e6%94%af%e6%8f%b4%e9%87%91&amp;radiobutton=4&amp;now_P=1&amp;show_num=20&amp;sc_id=2">https://www.city.shimabara.lg.jp/page6795.html?type=search&amp;q=%e7%a7%bb%e4%bd%8f%e6%94%af%e6%8f%b4%e9%87%91&amp;radiobutton=4&amp;now_P=1&amp;show_num=20&amp;sc_id=2</a>
諫早市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 申請者が就業していること。</li> <li>イ 申請者又は申請者の同居家族が、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 本市の出身であること又は本市に過去に在住していたことがあること。</li> <li>(イ) 2親等以内の親族が本市に在住していること。</li> <li>(ロ) 本市に在住する事業所に勤務していたことがあること。</li> <li>(ハ) 本市に所在する学校に在学していたことがあること。</li> <li>(ニ) 地域と大学の連携により、大学在学時に地域の課題解決の一環で本市を訪問したことがあること。</li> <li>(ホ) 申請日から過去5年以内に次の事業等により、本市を訪問したことがあること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 移住支援策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンピングカーによるラクラク移住先探し又はながさき移住倶楽部への1年以上の登録</li> </ul> </li> <li>b スポーツ合宿</li> <li>c ボランティア活動</li> </ul> </li> <li>(ヘ) 申請日から過去5年以内に本市にふるさと納税をしたことがあること</li> <li>(ト) 申請日から過去5年以内に本市の企業又は団体にクラウドファンディング等の寄付行為を行ったことがあること。</li> <li>(チ) 本市内の学校又はNPO法人と協働して事業等を実施したことがあること。</li> <li>(リ) 本市内のNPO法人の正会員又は賛助会員になっていること。</li> <li>(ニ) 申請日から過去5年以内に観光で本市を3回以上訪問し、かつ、いずれの訪問時も本市内の宿泊施設に宿泊をしたこと。</li> <li>(ヒ) 2親等以内の親族が本市の郷土会（東京諫早会等をいう。）に加入していること。</li> </ul> </li> </ul>	地域づくり推進課	0957-22-2476	<a href="https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post13/62234.html">https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post13/62234.html</a>

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
大村市	<p>大村市やその地域住民と関わりを有する者であって、次に掲げる関係人口及び就業に関する要件のいずれにも該当するものを対象とする。</p> <p>1.関係人口に関する要件 以下のいずれかの要件に該当する者</p> <p>(1) 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者の出身地が大村市内であること。 (2) 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が大村市内の学校に在学していたこと。 (3) 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が大村市内の事業所に勤務したことがあること。 (4) 過去5年以内に大村市にふるさとづくり寄附をしたことがあること。 (5) 長崎県の企業及び団体が大村市内で行う事業への寄附その他の支援を行ったことがあること。 (6) 大村市内の学校、企業、特定非営利活動法人等と協働で事業を行ったことがあること。 (7) 大村市内の特定非営利活動法人の社員その他の会員であること。 (8) 大村市の観光に関する情報発信及び親善交流を行うことを目的として任命された者であること。 (9) 過去3年間で3回以上、観光その他の目的で、大村市内で宿泊したことがあること。 (10) 大村市内を本拠地とする芸術、文化、スポーツの団体等に1年以上所属していること。 (11) おおむら暮らしサポーター（大村市からイベントその他の本市に関する情報の提供を受け、当該情報の発信、活用等を行う者をいう。）として1年以上登録していること。 (12) 大村市が実施する大村〜つながるプロジェクトその他の大村市の関係人口に関する施策に参加したことがあること。</p> <p>2.仕事の要件 以下のいずれかの要件に該当する者</p> <p>(1) 就業先が長崎県内に所在し、当該就業先に就業から3月以上継続して勤務していること。 (2) 申請日の1年前の日後に長崎県内での個人事業の開業若しくは法人の設立又は長崎県内への法人の移転を行い、かつ、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。 (3) 申請日の1年前の日後から長崎県内において新規で農林水産業に就業している者（就業に関し他の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定の者を除く。）であること。</p>	地方創生課	0957-53-4111	<a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp/sousei/shisei/syokai/shisaku/torikumi/izyu_teizyu/shienkinn.html">https://www.city.omura.nagasaki.jp/sousei/shisei/syokai/shisaku/torikumi/izyu_teizyu/shienkinn.html</a>
松浦市	<p>次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。</p> <p>ア 週30時間以上の勤務かつ雇用の契約が1年以上である職に就き、5年以上の勤務意思があること。</p> <p>イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 本市で出生した者 (イ) 本市で過去に就学又は就労したことがある者 (ウ) 過去5年以内にふるさと納税で本市へ寄附した者 (エ) 本市の人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること。） (オ) ながさき移住倶楽部又は西九州させば広域都市圏サポーター若しくは松浦市Uターン人材登録制度に登録し、かつ、直近1年以内の登録期間中に最低1回来訪し、本市又は西九州させば広域都市圏構成市町のお試し住宅（滞在施設）を利用した者</p> <p>ウ 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 特別職の国家公務員及び地方公務員、国家公務員法又は地方公務員法の適用を受ける公務員及び適用を受けようとする者ではないこと。 (イ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (ウ) 生活保護法の適用を受けている者又は受けようとする者ではないこと。 (エ) 市税等を滞納していない者であること。</p>	政策企画課	0956-72-1111 (内線315)	<a href="https://www.city-matsuura.jp/top/soshikaragasa/seisakukikaku/kakakutokeikakari/1/5947.html">https://www.city-matsuura.jp/top/soshikaragasa/seisakukikaku/kakakutokeikakari/1/5947.html</a>

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
五島市	<p>次のすべてに該当する。</p> <p>1. 世帯に関する要件（次のア、イのいずれかを満たす）</p> <p>ア 単身世帯の場合 35歳未満の者の世帯</p> <p>イ 2人以上の世帯の場合 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子とこれを扶養する者が同居する世帯、母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の者を含む世帯又は夫婦の双方が40歳未満である世帯</p> <p>2. 関係人口に関する要件（次のア～エのいずれかを満たす）</p> <p>ア 申請日より前に市内に住所を有したことがある者。</p> <p>イ 申請日の属する年度より前の年度において、五島市にふるさと納税を行ったことがある者。</p> <p>ウ 申請日の属する年度より前の年度において、五島市心のふるさと市民に登録したことがある者。</p> <p>エ 五島市の実施する移住相談会に参加したことがある者。</p>	地域協働課	0959-76-3070	<a href="https://www.city.goto.nagasaki.jp/iju/020/060/20190126103710.html">https://www.city.goto.nagasaki.jp/iju/020/060/20190126103710.html</a>
雲仙市	<p>関係人口に関する要件 雲仙市の地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 過去に雲仙市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。</p> <p>イ 過去に雲仙市内の事業所に通算1年以上勤務していたこと。</p> <p>ウ 雲仙市お試し住宅事業実施要綱（平成29年雲仙市告示第8号）第6条第2項の利用許可書の交付を受けたことがあること。</p> <p>エ 市が市内で実施する関係人口に関するイベント（市が委託して実施するものを含む。）に現地参加したことがあること。</p>	地域づくり推進課	0957-38-3111	<a href="http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=34151">http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=34151</a>
南島原市	<p>本事業における関係人口に関する要件 南島原市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 関係性の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア） 南島原市の移住施策（お試し住宅、お試し民泊、移住体験ツアー、空き家バンク又は移住関係プロジェクト）を利用し、かつ南島原市の担当者に2回以上移住相談をすること。</p> <p>（イ） 住民票を移す直前の5年間のうち、通算3年以上、南島原市ふるさと納税を利用すること又は50万円以上納付すること。</p> <p>（ウ） 南島原市へ30万円以上寄附したことがあること。</p> <p>イ 転入時に50歳未満で、5年以上定住する意思があること。</p> <p>ウ 申請時に自治会に加入していること。</p> <p>エ 転入前の市町村において申請者及び申請者の属する世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。</p> <p>オ 「ながさき移住倶楽部」に登録していること。</p>	地域づくり課	0957-73-6631	<a href="https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page8440.html">https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page8440.html</a>

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
長与町	<p>本事業における関係人口に関する要件 次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 仕事に関する要件 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 就業に関する要件 次の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。</p> <p>(イ) 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者であること。</p> <p>(ウ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において、当該就業先に連続して3か月以上在職し、かつ、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>② 創業に関する要件 長崎県内で個人事業の開業または法人の設立を行っていること。</p> <p>③ 事業所に関する要件 事業を行う個人が転入し、かつ、長崎県内に納税地の異動の届出を行っていること又は法人の代表者が転入し、かつ、長崎県外から長崎県内に当該法人の本店の異動の届出を行っていること。</p> <p>④ テレワークに関する要件 次の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、長与町を生活の本拠としテレワークを行うこと。</p> <p>(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>イ 関係人口の範囲に関する要件 移住者又は世帯員が、次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>① 出生地に関する要件 出生地が長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体であること。</p> <p>② 在学に関する要件 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校に在学していたことがあること。</p> <p>③ 寄附等に関する要件 長崎広域連携中枢都市圏に所在する自治体、法人、個人事業主及び団体等が行う事業に対し、寄附又は出資を行い、同圏域内の教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与していること。</p> <p>④ 団体での活動等に関する要件 長崎広域連携中枢都市圏を形成する自治体に所在する学校、法人、個人事業主及び団体の事業実施に関わり、同圏域内の教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与していること（明確な役割の下での事業参加、又はそれに準ずると認められるもの）。</p>	政策企画課	095-801-5661	<a href="https://webtown.nagayo.jp/kiji003724/index.html">https://webtown.nagayo.jp/kiji003724/index.html</a>
東彼杵町	<p>転入時に65歳未満でかつ東彼杵町へ5年以上定住する意思があり、加えて次の要件の3つ以上を満たす者</p> <p>①東彼杵町に5年以上居住していたことがある者</p> <p>②東彼杵町内の事業所に勤務したことがある者（確認できる場合に限り）</p> <p>③東彼杵町内で自営業を営んだことがある者（確認できる場合に限り）</p> <p>④東彼杵町内の学校に在学したことがある者</p> <p>⑤東彼杵町に直近5ヶ年のうち、3ヶ年以上または総額10万円以上のふるさと納税を行った者</p> <p>⑥東彼杵町のお試し住宅を利用したことがある者</p> <p>⑦東彼杵町内に固定資産を所有している者</p> <p>⑧東彼杵町内に2親等以内の親族が居住している者</p> <p>⑨長崎県内の事業所へ正規就労する者</p> <p>⑩ながさき移住倶楽部または西九州させば広域都市圏サポーターに登録している者</p> <p>⑪東京東彼杵会へ加入している者</p>	まちづくり課	0957-46-1286	<a href="https://www.town.higashisonogi.lg.jp/iju_teiju/shougyou_ijyu/index.html">https://www.town.higashisonogi.lg.jp/iju_teiju/shougyou_ijyu/index.html</a>

【長崎県】移住支援金の対象となる「関係人口」の市町設定要件

2021年8月31日現在

市町名	関係人口の要件	問合せ先		市町の移住支援金HP
		担当課	電話	
川棚町	<p>次の要件のうち3つ以上を満たす者</p> <p>①川棚町出身者又は本籍を有する者                      ②川棚町内の事業所に勤務したことがある者                      ③川棚町内で自営業を営んだことがある者                      ④川棚町内の学校に在学したことがある者                      ⑤川棚町に寄付を行ったことがある者                      ⑥西九州させば広域都市圏サポーターに登録している者                      ⑦川棚町内にある事業所の株式を所有する者                      ⑧川棚町内に固定資産を所有している者                      ⑨川棚町内に2親等以内の親族が居住している者</p>	企画財政課	0956-82-6116	<a href="https://www.kawatana.jp/c5-07/post_280/index.html">https://www.kawatana.jp/c5-07/post_280/index.html</a>
波佐見町	<p>次のいずれかの要件を満たすものを対象とする。</p> <p>(1)本人または家族が本町出身者                      (2)本町の学校に就業していた方                      (3)以前、本町の企業等に勤務していた方                      (4)本町にふるさと納税をしていた方                      (5)本町の地域行事やイベント等に運営側として参加したことがある方                      (6)本町お試し住宅を活用したことがある方                      (7)西九州させば広域都市圏サポーターに登録している方</p>	企画財政課	0956-85-8400	<a href="https://www.town.hasami.lg.jp/machi/1/teateiyosei/7/2486.html">https://www.town.hasami.lg.jp/machi/1/teateiyosei/7/2486.html</a>
佐々町	<p>関係人口に関する要件（次の事項のすべてに該当する方）</p> <p>(1) 転入時において50歳未満の方                      (2) 次に定める要件のうち、いずれかの項目に該当する方                      ア 佐々町で出生した方                      イ 佐々町で就学または就労の経験がある方                      ウ 佐々町にふるさと納税の寄附を行った方                      エ 佐々町の地域行事やイベント等に参画した経験がある方                      オ 佐々町の学校、企業またはNPO法人等が行う事業への参加、団体への入会等の関わりがある方                      (3) 長崎県内の企業に正規就労し、5年以上、継続して勤務する意思がある方                      (4) 佐々町に5年以上定住する意思があり、保証人がいる方                      (5) 町内会に加入し、地域コミュニティに参画する意思がある方                      (6) 西九州させば広域都市圏サポーターに登録し、移住相談を行った方</p>	企画財政課	0956-62-2101	<a href="https://www.sazacho-nagasaki.jp/kiji0032912/index.html">https://www.sazacho-nagasaki.jp/kiji0032912/index.html</a>
新上五島町	<p>ふるさと納税者、お試し住宅利用者、ワーケーションモニター参加者、インターンシップ参加者、田舎暮らし体験ツアー参加者、しまナビ等の来島者、地域課題解決への参加者、町内で兼業か副業を行っている或いは行っていた者、スポーツ合宿参加者、東京・大阪等の町人会員</p>	総合政策課	0959-53-1113	<a href="https://official.shinkamigoto.net/goto_kurashi_full.php?eid=03852&amp;r=1&amp;wcid=i00002x6">https://official.shinkamigoto.net/goto_kurashi_full.php?eid=03852&amp;r=1&amp;wcid=i00002x6</a>

※この一覧表に記載が無い市町につきましては、直接市町担当窓口にお問い合わせください。